

会議案第2号

北海道議会委員会条例の一部を改正する条例案

北海道議会委員会条例の一部を改正する条例

北海道議会委員会条例（昭和31年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（開催方法の特例）

第13条の2 委員長は、重大な感染症のまん延を防止するため又は大規模な災害の発生等の事由により委員が委員会の招集場所に参集することが困難であると認める場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインの方法」という。）によって会議を開くことができる。

2 委員は、前項に規定する場合において、オンラインの方法により会議に参加しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 オンラインの方法により会議に参加した委員がある場合における次条〔定足数〕、第15条第1項〔表決〕及び第28条第1項〔会議録〕の規定の適用については、当該委員は会議に出席したものとみなす。

第18条第1項に次のただし書を加える。

ただし、オンラインの方法によって会議を開く場合は、秘密会とすることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

重大な感染症のまん延を防止するため又は大規模な災害の発生等の事由により委員会の招集場所への参集が困難な場合において、オンラインの方法によ

て会議を開くことができることとするため、この条例を制定しようとするものである。